

新潟県立新井高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という危機感をもっていじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に努力します。また、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県立新井高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

「いじめ」とは：

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本校においても、「いじめ類似行為」についてもいじめと同様に取り扱うものとする。

「いじめ類似行為」とは：

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

1 組織的な対応をします

- 「いじめ対策委員会」を設置し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題や人権・同和教育に関する校内研修を年間計画に位置付け実施します。

2 いじめの未然防止に努めます

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心と人権感覚を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを見過ごさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が主体的に図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、適切な配慮と的確な指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に努めます

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- ふだんから生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 情報共有に努め、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい人間関係を築きます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に努めます

- いじめはいじめを行っている側に問題があるという認識のもとに、いじめられているとされる生徒を徹底的に守ります。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いついては、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行っている生徒については、その行為が人権侵害であり、場合によっては犯罪行為につながることをしっかり理解させます。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめの解決に向け取り組みます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。

平成26年 4月 1日 制定
平成29年 3月16日一部改訂
平成30年12月20日一部改訂
令和 4年 2月24日一部改訂
新潟県立新井高等学校